

◎新潟県告示第555号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和3年4月27日

新潟県知事 花 角 英 世

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
放課後等デイサービス	らいふ・すていしょん	三条市柳沢393番地	社会福祉法人ひめさゆり福祉会	令和3年3月31日